

公の施設の分類一覧

		施設の分類	管理形態	留意点
基本分類	高 市による直接関与の必要性	①施設の管理運営に当たり、高度な安全性、公平性、中立性などが求められる施設 【例】 ・法令等の規定により、管理主体が市に限定されている ・法令等の規定により、指定管理者が行うことができる業務が限定されている ・その他公共関与の必要性が高い	原則、直営	安全性の確保、情報の保護、技術・ノウハウの継承等に配慮しつつ、個別業務の委託化など、効率的な管理運営に努めることとする。
		②市の政策目的を達成する上で拠点的な役割を果たす施設であって、管理運営において市施策との一体性が必要とされる施設 (市との緊密な連携の下に、政策目的達成のために必要な公益事業を行うことが求められる施設)	直営 又は 指定管理者制度 (非公募又は公募)	非公募とする場合の指定管理者は、団体の設立目的が市の政策目的に合致し、市との緊密な連携の下に公益の増進を図ることが期待できる公益法人等の公共的な団体とする。 ただし、当該団体の他に適切な担い手の出現があれば、公募による選定を検討する。
		③民間事業者のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られることが期待できる施設	指定管理者制度 (公募)	非公募により外郭団体を指定管理者に選定している施設については、段階的に公募による選定に切り替える。 公募による選定の場合、市が外郭団体に求める役割及び選定されなかった際に与える経営への影響を考慮して、市は外郭団体に指定管理者への応募を要請しないこととする。
その他例外的な分類		○直営の方が低価なコストで管理できる施設 ○指定管理者制度を導入しても経費節減が見込まれない施設（小規模施設） ○近い将来、施設の廃止や大規模改修、民営化等を予定し、又は検討している施設	直営可	指定管理者制度の導入効果が期待できる施設については、諸準備を進め、移行の要件が整ったものから制度導入を図ることとする。
		○地域の振興・活性化を目的とした地域密着型の施設であって、地域住民等で組織された団体が管理運営を行うことにより、施設の設置目的を効果的に達成でき、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できる場合	指定管理者制度 (非公募) 可	
		○PFI事業においてPFI事業者を指定管理者に指定する場合など、指定管理者となるべき団体が特定される場合	指定管理者制度 (非公募) 可	
		○業務の特殊性等によりその施設の適正な管理運営ができる団体の公募が困難であると認められる場合	指定管理者制度 (非公募) 可	
		○他の施設との一体的管理が必要な場合	指定管理者制度 (非公募) 可	

※上記のいずれの場合においても、効果的かつ効率的な管理運営がなされなければならない。